

山柔協第19-324号  
令和元(2019)年6月16日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会  
会長 吉岡 剛  
(会長印を省略しています)

令和元年度山口県柔道体重別選手権大会について (御案内)

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記大会を添付の要項のとおり開催しますので、周知方よろしく申し上げます。

## 令和元年度山口県柔道体重別選手権大会実施要項

- 1 日 時 令和元年7月14日（日）9時30分開会式
- 2 会 場 「徳山大学第2記念館内柔道場」  
周南市孝田町64-2 電話 0834-28-9020
- 3 日 程 ○7月13日（土） 計量（公式計量と非公式計量）  
16時00分～17時00分（上記会場「徳山大学第2記念館内柔道場」）  
※ 対象は無差別級以外の選手（無差別級の選手は計量しない。）  
  
○7月14日（日）  
役員選手受付 8時30分～ 9時00分  
審判監督会議 9時00分～ 9時20分  
開会式 9時30分  
試合開始 開会式終了後  
閉会式  
※ 試合当日の計量は実施しません。
- 4 主 催 一般社団法人山口県柔道協会
- 5 主 管 周南市柔道協会
- 6 参加資格 (1) 2019年度山口県を通じた全日本柔道連盟登録者であること。  
(ただし、ふるさと制度を活用し参加することも可とする。)  
(2) 男子・女子ともに高校生以下の選手は出場できない。  
ただし、女子の部の57kgと無差別級については、強化委員会が推薦する選手は高校生以下であっても出場することができる。
- 7 体重区分 (1) 男子（4階級）  
① 60kg級 ② 73kg級 ③ 90kg級 ④ 無差別級  
(2) 女子（4階級）  
① 52kg級 ② 57kg級 ③ 63kg級 ④ 無差別級
- 8 試合方法 (1) 各階級トーナメント方法とするが参加人数によりリーグ戦になることもある。  
(2) 国際柔道連盟試合審判規定及び大会申し合わせにより行い、試合時間は、4分間とする。（ゴールデンスコアあり）
- 9 表 彰 各階級1位、2位、3位を表彰する。
- 10 参加料 一人 2,000円  
(1) 参加料は、無差別級以外の選手は前日の公式計量の際に納入すること。無差別級の選手は、大会当日、受付時に納入すること。  
(2) 申し込み後欠場した場合も参加料を納入すること。

11 参加申込 別紙申込書により下記まで申し込むこと。(電子メールで申し込んでください。)

(1) 申込期限 令和元年6月30日(日)

(2) 申込先 〒753-0871 山口市朝田字引地581-2

一般社団法人山口県柔道協会事務局宛

TEL・FAX 083-924-9510

E-mail [yjk@c-able.ne.jp](mailto:yjk@c-able.ne.jp)

(要項、申込書は「周南市柔道協会」のホームページからダウンロードできます。)

12 国体選手選考について

国体選手については、当協会の強化委員会を中心に選考することとしていますが、成年男子の部の次鋒・副将・大将と、女子の部の先鋒、中堅、副将の選手については、内定等(内定・選抜)しています。

よって、成年男子の部の先鋒、中堅と、女子の部の次鋒、大将の選手について、本大会の成績等を参考に選考します。

※参考 国体選手区分

種別	先鋒	次鋒	中堅	副将	大将
成年男子	60kg級以下	60kgを超えて 73kg級以下 (内定等)	73kgを超えて 90kg以下	90kg超級 (内定等)	無差別級 (内定等)
女子	52kg以下の <u>少年</u> (内定等)	57kg以下の <u>成年</u>	52kgを超えて63kg 以下の <u>少年</u> (内定等)	63kgを超えて78kg 以下の <u>少年</u> (内定等)	無差別級 <u>成年</u>

※女子の次鋒、大将はいずれかを少年種別の年齢とすることも可

13 その他

(1) 組合せは強化委員会を実施する。

(2) 全日本柔道連盟柔道衣規格に合格した柔道衣(上衣、下穿、帯)を使用すること。

(3) 大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること。

(4) 選手、指導者は下記の事項を遵守すること。

(脳震盪について)

① 大会1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け出場の許可を得ること。

② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。

(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精密検査を受けること)

③ 練習開始に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。

④ 当該選手の指導者は大会事務局及び全柔連に対し、書面で事故報告書を提出すること。

(皮膚真菌症(トングランス感染症)について)

皮膚真菌症(トングランス感染症)については、発症の有無を各所属の責任者において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会の出場ができない場合もある。